

大町溝

No.111

平成10年1月1日発行

謹賀新年

年頭にあたりご祝詞を申し上げます。新年ご多幸と明るい歳であることを祈念申し上げます。

昨今は各界のみならず農業界も厳しい減産期となりました。この時代に処するため、当土地改良区は取水安定、ほ場整備早期完了と償還負担軽減対策をすすめ、更に政策提言を以て農家負担の緩和策を進め、自らは内部体制健全合理化へ向け、統合整備を進めて参ります。伝統と慣習の統合は、皆様のご理解を得るため、情報提供を密に進める所存です。

また、農家の現実を踏まえ、新年度に大町溝独自の負担軽減策をご審議して頂くことを申し上げます。年初のご挨拶といたします。

大町溝土地改良区

理事長	尾形昭二
副理事長	遠田保夫
会計係理事	佐々木亨
理事	工藤直樹
同	荘司勝郎
同	奇藤隆
同	水落直治
同	小松原与八
同	鈴木敏弘
同	三浦康昭
同	見玉長吉
同	前田雄助
事務局長	

大町溝管内二十一世紀型水田農業 モデルほ場整備促進事業の状況について

◎二十一世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業（以下、二十一世紀事業）とは

この事業は、平成三年度から採択された事業で大町溝管内では、大正溝地区、砂越地区、飛鳥砂越地区及び中平田西地区の四地区がほ場整備事業と併せて実施しております。目標年度（ほ場整備事業完了後三年）までに次の要件を達成することが見込まれる場合事業費（単年度毎）の十％以内（実質約七％相当額）を補助する事業です。

二十一世紀事業達成要件

①二ヘクタール以上の連担団地（経営受託、基幹三作業委託等を含む）が、事業地区面積の五十％以上であること。
②二ヘクタール以上の連担団地を担い手農家（五ヘクタール以上の耕作農家若しくは認定農業者）が耕作すること。

◎高生産性農業基盤整備緊急対策事業（緊急対策事業）

山形県において二十一世紀事業の集積率向上を目的に県単独で行われる事業です。採択要件は、ほぼ二十一世紀事業と同じですが、二十一世紀事業をより確実なものとするため

目標年度以降五年間の利用権等の設定が必要条件となります。

助成内容

二十一世紀事業の要件が達成されると担い手農家に貸し付けた二ヘクタール以上の連担団地内農地に掛かる農家負担の半分（市町村がガイドラインの通り十％負担を行ったと考えた場合の農家負担を上限）を助成する。

この事業を行うことによって一般県圃地区である大正溝地区、砂越地区の場合十アール当たり約七万円位農家負担が軽減となります。

◎各地区21世紀事業集積状況一覧表

区分 地区名	現 在 状 況			目標達成年度	補助金積立額 (日9.6月現在元金) 円	10a当たり 補助金額 円
	集積面積 (ha)	団地数	集積率 (%)			
大 正 溝	2.1	1	1.6	H11	90,176,000	71,900
砂 越	127.0	50	44.7	H13	248,454,000	87,500
中平田西	70.0	28	40.3	H12	136,919,000	74,600
飛鳥砂越	22.8	9	54.1	H9	34,096,000	80,700

◎高生産性農業基盤整備緊急対策事業助成金一覧表

区分 地区名	受託予定面積 ① (ha)	10a当たり 助成金額 (上限)② (円)	総助成額 ①×② (円)
大 正 溝	26.4	71,755	18,805,562
砂 越	29.6	78,378	23,200,742
中平田西	15.8	20,954	3,310,845
飛鳥砂越	9.0	7,777	722,700

二十一世紀事業の各地区の状況

☆大正溝地区

現在大正溝地区は、四地区の中で一番遅れている状況です。山寺部会と白ヶ沢大沼新田部会を作り各部会毎に集積目標に向かって作業中ですが、地区内の各人毎の耕作面積が少なく担い手農家の選定困難な状況となつています。受委託作業は多く行われていますが、現在行われている受委託での換地処分を行ったためになかなか集積が難しい状況にあります。委託希望農家と受託希望農家の方を募集しておりますので、受委託希望農家の方は、大正溝地区協議会若しくは、大町溝土地改良区までご

連絡下さるようお願いいたします。
なお、将来委託希望農家から担い手農家になってもらいたいと考えています。

☆砂越地区

目標集積率を目指し一時利用地の変更、他地区との交換等を進め各集落とも五十％以上の集積率に目処が付いた状況となっています。今後担い手農家要件のクリアに向けての努力が必要となってきます。

☆中平田西地区

目標集積率を目指し一時利用地の変更等を行って各集落とも作業を進めている所ですが、集落間ではつきが有る集落によつては、今後生産組織による農地の集積等も含め集積方法について再度検討を行う予定となっています。

☆飛鳥砂越地区

平成八年度において集積率五十％以上を見事達成し、現在は、担い手農家要件の調整を行っている所です。今後は、二十一世紀事業要件達成をしたため農家負担金軽減のために繰上償還を行う予定となっています。なお、飛鳥砂越地区は、組合員の協力を得て協力を徴収し二十一世紀事業促進に充てて等々様々な地区独自の対応を行っております。

☆決済金について

◎賦課金には、県営、団体営のかが排水事業の償還財源と水路の原価償却費が含まれています。これらが、転用等で地区除外となった場合、その土地が将来とも負担予定だった償還金を、残された土地で負担しなければならぬという不公平が生じます。このような状況を解消するために大町溝土地改良区では、昭和三十八年より決済金制度を制定しています。これによって転用等で地区除外が発生した場合、その土地が負担すべき償還金等を地区除外の際に頂戴し、転用等で地区除外する土地に見合う繰上償還を行う財源となります。



県営橋樑地区 担い手育成基盤 整備事業竣工

平成五年度着工以来進められてきた県営橋樑地区担い手育成基盤整備事業が、この度完成の運びとなり、去る十一月十九日に竣工式が組合員の方々等関係種多数の出席の中執り行われました。

橋樑地区は、担い手育成基盤整備事業として、農業生産基盤整備事業と農村生活環境基盤整備事業が併せて行われた事業です。異種目換地の手法により、県道円能寺砂越停車場線バイパス用地並びに公園用地等の確保を行い、また、国営橋樑幹線用地を利用した自歩道の整備を始め公園整備等は場の整備と共に地域の環境整備事業も行われました。

工事内容としては、施工総面積三二・一ヘクタールの内、整地工二五・三ヘクタール、道路工三千三百四十五メートル、水路工三千四百四十七メートル、排水路工五千五百五十三メートル、暗渠排水十五・三ヘクタール等が行われ総事業費四億二千八百四十万円となります。

なお、地元負担金は三千八百万円で、平田町からの補助もあり農家負担率は約十%となっています。

大町溝・日向川 合併推進協議会 経過報告

昨年四月に設立された連合、日向川、大町溝の各土地改良区の合併に関する協議会では、合併の基本合意に向け、今年度中に統合整備計画概要を策定する予定になっています。第二回協議会(七月二十三日開催)では、平成十一年度末までの手順が確認され、大まかな年次計画目標が示されています(表参照)。なお、この日程は補助対象となる事業計画上の目標年次であり、実際のものとは異なる場合があります。

H12以後	H11	H10	H09
① 総代選挙 ② 第一回総代会 (定款諸規程、維持管理計画決定) (予算決定) (役員選挙)	① 合併予備契約案の策定、検討 ② 合併予備契約の締結 (合併総代会) ③ 設立準備委員選出 (定款諸規程、維持管理計画策定) (新暫定)役員選出 ④ 暫定予算の策定 ⑤ 新設合併認可申請の作成と申請	① 統合整備計画案の策定、検討 ② 統合整備計画書の作成	① 関係団体の実態調査と問題点の把握 ② 統合整備計画概要の策定、検討 ③ 組合員(総代)に対するPR

この会合では、先に事務局段階でとりまとめを行った実態調査を基に、主に「①実体調査と問題点の把握」について話し合いを行い、それぞれの土地改良区の現状について、相互に理解を深めています。

続いて統合整備計画概要の策定に入り、計画の基礎となる維持管理体制の事務局原案を受け、十一月十八日に「②統合整備計画概要」の検討、十一月二十日に相互の施設の視察を行っていただきます。

その際、各土地改良区発達の歴史的経緯の差異から発生する維持管理に対する認識の違い、現状の維持管理体制の差異を、どのように新たな管理区分に盛り込むかについて協議がなされましたが、今後の統合整備計画の骨格になるものであるため内部でさらに検討することにし、継続して審議することになっています。

このため、大町溝では去る十二月十八日に土地改良区内部の組織である統合整備検討委員会を開催し、総代の代表を交え協議していますが、相互の土地改良区で合意に達するまでには、時間を要するものと考えられます。

この合併推進協議会の状況は、引き続き広報等でお知らせして行く予定です。

年度 改良区決算

平成8年度の決算について
平成9年9月17日開催の臨時
総代会の承認を受けました。

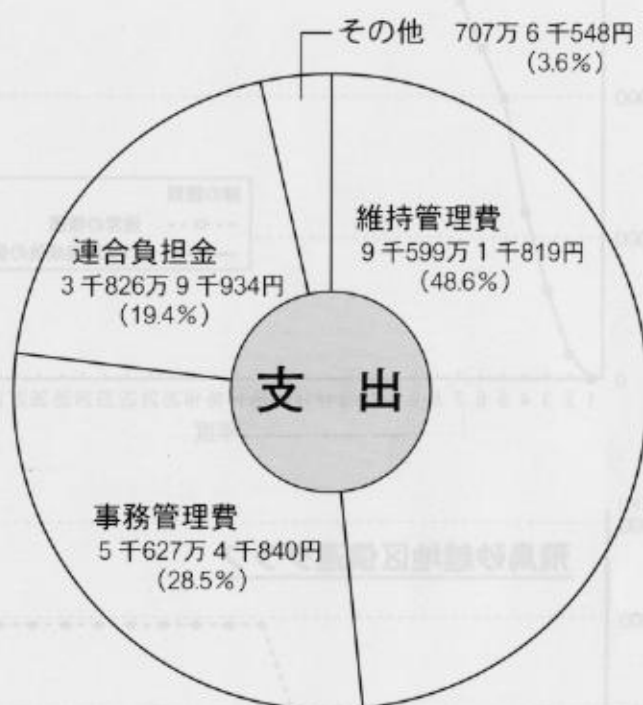
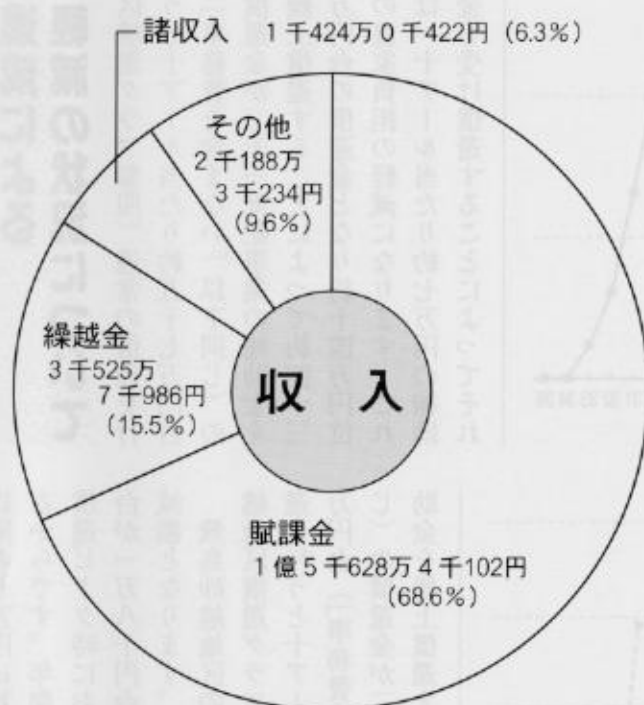
一般会計

収入 2億2千766万5千744円

支出 1億9千761万3千141円

差引 3千005万2千603円

(平成9年度に繰越)



◎ その他の特別会計決算 (H8 決算)

(単位: 円)

番号	会計区分	収入額	支出額	差引残額	番号	会計区分	収入額	支出額	差引残額
1	役員退任慰労金	2,783,338	0	2,783,338	6	顕彰金	10,533,111	1,532,828	9,000,283
2	水源涵養林	23,179,504	10,741	23,168,763	7	自動車償却及び購入基金積立金	3,008,312	0	3,008,312
3	事務所等維持管理	2,902,932	180,250	2,722,682	8	職員退職給与金	62,702,379	38,140,000	24,562,379
4	決済金	273,302,657	46,380,669	226,921,988	9	大町溝土地改良区史編纂	15,186,185	11,363,492	3,822,693
5	土地改良事業積立金	146,201,693	2,515,600	143,686,093		合 計	539,800,111	100,123,580	439,676,531

特別会計

平成 8

大町溝土地

◎収入合計 15億7千790万8千960円

◎支出合計 15億1千314万2千819円

県営土地改良事業 収入決算 4億6千075万8千753円 支出決算 4億5千215万7千481円	収入	賦課金 57.2%			借入金 32.8%			その他 10.0%	
	支出	償還金 91.8%						事務費 5.8%	その他 2.4%
団体営土地改良事業 収入決算 1億5千887万9千838円 支出決算 1億5千480万1千248円	収入	賦課金 45.0%			借入金 50.4%				その他 4.6%
	支出	償還金 90.4%						事務費 9.6%	
担い手育成支援事業 収入決算 332万9千000円 支出決算 332万9千000円	収入	助 成 金 100.0%							
	支出	繰 出 金 100.0%							
県営大正溝地区 収入決算 1億6千560万9千242円 支出決算 1億6千131万9千505円	収入	換地費 37.3%		異種目換地積立金 34.9%		賦課金 14.1%		その他 13.7%	
	支出	換地費 74.4%				償還金 10.2%		分担金 5.0%	その他 10.4%
県営砂越地区 収入決算 1億3千999万0千020円 支出決算 1億2千474万5千866円	収入	賦課金 31.4%		借入金 26.8%		21世紀補助金 18.1%		換地費 11.4%	その他 12.3%
	支出	分担金 29.6%		償還金 28.3%		換地費 11.8%		21世紀事業 21.8%	その他 8.5%
県営中平田西地区 収入決算 9千118万0千613円 支出決算 6千570万0千706円	収入	換地費 16.1%	賦課金 26.0%		繰越金 27.0%		借入金 18.9%	21世紀補助金 10.5%	その他 1.5%
	支出	償還金 26.6%		分担金 26.2%		換地費 22.3%		21世紀事業 16.4%	その他 8.5%
県営楮橋地区 収入決算 2千429万4千131円 支出決算 1千722万1千650円	収入	賦課金 50.7%			換地費 30.1%		繰越金 17.1%		その他 2.1%
	支出	換地費 42.7%			諸支出金 15.5%	償還金 15.0%	分担金 13.3%	その他 13.5%	
大正溝地区21世紀 収入決算 9千554万6千796円 支出決算 9千554万6千796円	収入	21世紀積立金 100.0%							
	支出	対 策 費 100.0% (支出不用額)							
砂越地区21世紀 収入決算 2億5千972万0千048円 支出決算 2億5千972万0千048円	収入	21世紀積立金 100.0%							
	支出	対 策 費 100.0% (支出不用額)							
中平田西地区21世紀 収入決算 1億4千214万7千883円 支出決算 1億4千214万7千883円	収入	21世紀積立金 100.0%							
	支出	対 策 費 100.0% (支出不用額)							
飛鳥砂越地区21世紀 収入決算 3千645万2千636円 支出決算 3千645万2千636円	収入	21世紀積立金 100.0%							
	支出	対 策 費 100.0% (支出不用額)							

あなたの農地に変更はありませんか？

※組合員・所有権の変更、
農地の転用等があった
場合土地改良区に変更
の手続きが必要です。

◎土地改良区の運営は、すべて受益地の農地に賦課する区費によってまかなわれています。

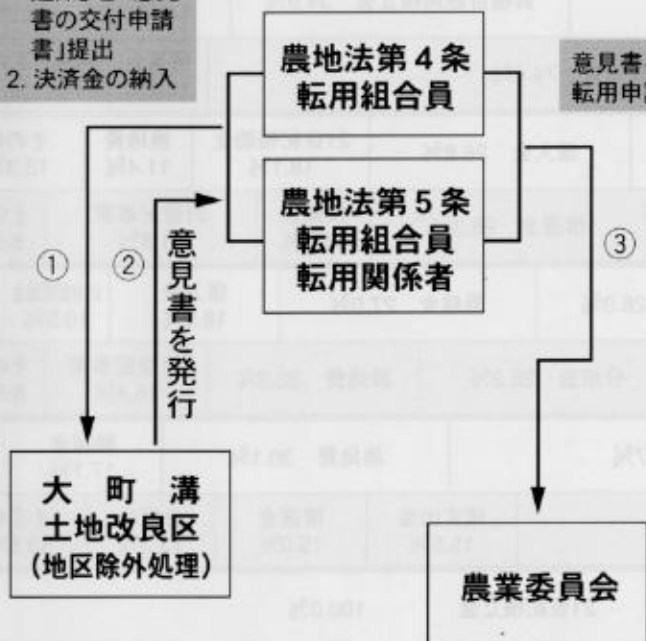
土地改良法第四十三条では、農地に対する権利（所有権、耕作権等）に移動が生じた場合、また、農地を他のものに転用しようとする場合は、土地改良区に対して組合員自ら土地改良区に届出いただくことになっています。土地改良区では、翌年度の賦課地積をその年の二月末日現在で決定しております。それ以降の移動については、翌年からの変更となりますのでお心当たりの人はお早めに土地改良区にお問い合わせ下さい。

☆所有権、耕作権等の 変更の場合

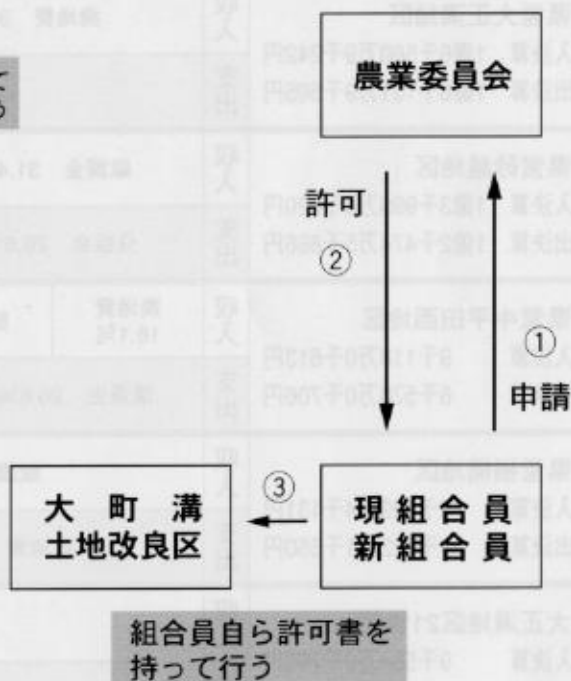
◎土地改良区区域内の農地が、売買や受委託耕作契約等で権利に移動が生じた場合は、所轄農業委員会の許可書または、その土地の登記済み証写しを添付し、土地改良区所定の用紙（組合員資格得喪通知書）で組合員自ら手続きを行って下さい。

☆転用をする場合

1. 「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」提出
2. 決済金の納入



☆所有権、耕作権等の 変更の場合



☆農地を転用する場合

一、一般転用の場合

◎土地改良区に対して「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出すると、その後に土地改良区と転用組合員（農地法第四条及び第五条の場合）及び転用関係者（農地法第五条の場合）と地区除外に関する協定を結び決済金納入後に地区除外となります。

二、公共事業買収の場合

◎土地改良区に対して「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出の必要はありません。ただし、地区除外及び決済金に対する協定を結んで土地改良区へ決済金を納入し地区除外を行う手続きは必要となります。公共事業による農地の買収の場合、土地改良区に連絡が無いままに行われることが見受けられます。公共事業の用地買収の説明会等に組合員の方が出席される時は、土地改良区に一報するように申し入れて下さるようお願いいたします。そのままにしておきますと翌年以降も賦課金を課せられて非常に不利益なことになります。

二十一世紀事業要件達成による 農家負担軽減の状況について

二十一世紀事業の要件を目標年度までにクリアすることによって農家負担の軽減になる事は、先に述べたとおりですが、補助金を繰上償還することによってどの位のメリットが生ずるのか、大正溝地区と飛鳥砂越地区の二地区の例を記載して説明したいと思います。

大正溝地区の場合（別表大正溝地

区償還グラフ参照）通常の償還を行うと十アール当たり約五十七万円台（「事務費を含まない」以下同じ）の償還金が二十一世紀事業の補助金を繰上償還することによって約四十三万円台の償還金となり約十四万円位の農家負担の軽減になります。これは、十アール当たり約七万円の補助金を受け償還することによってそれ

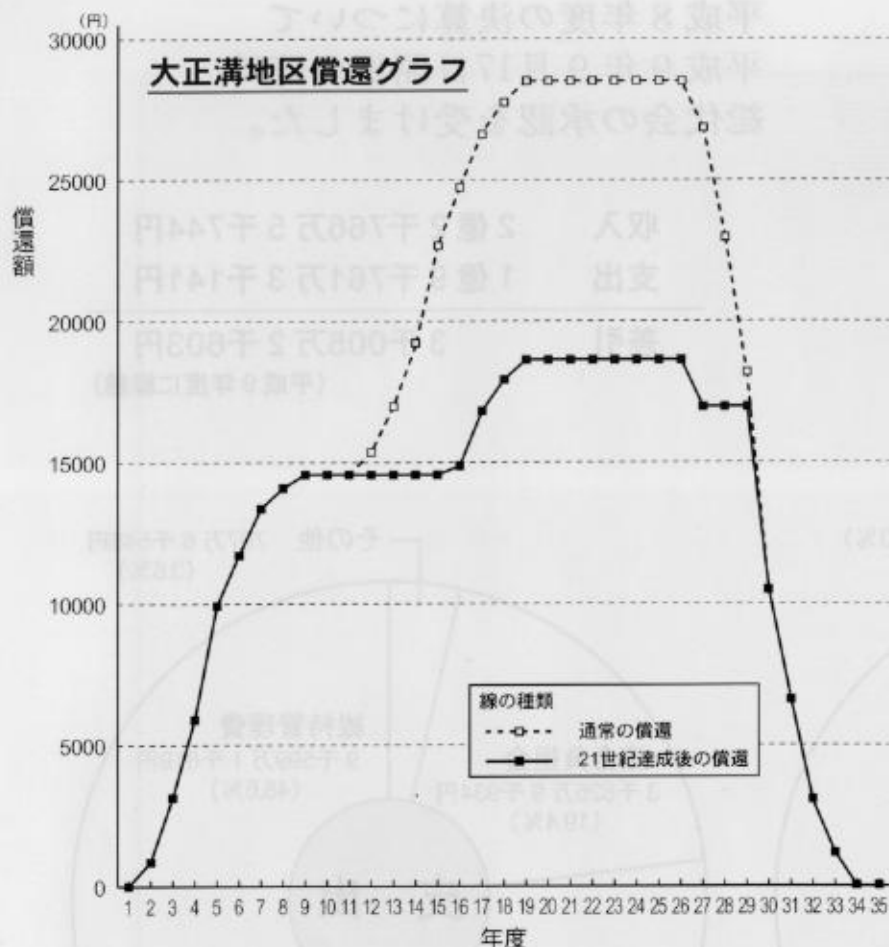
以降の七万円に対する利息もなくなるからです。年間支払額についても償還ピーク時において、二万八千円台が一万八千円台となり約一万円の減額となります。

飛鳥砂越地区の場合（別表飛鳥砂越地区償還グラフ参照）も同様に償還を行うと十アール当たり約三十二万円台（「事務費を含まない」以下同じ）の償還金が二十一世紀事業の補助金を繰上償還することによって約

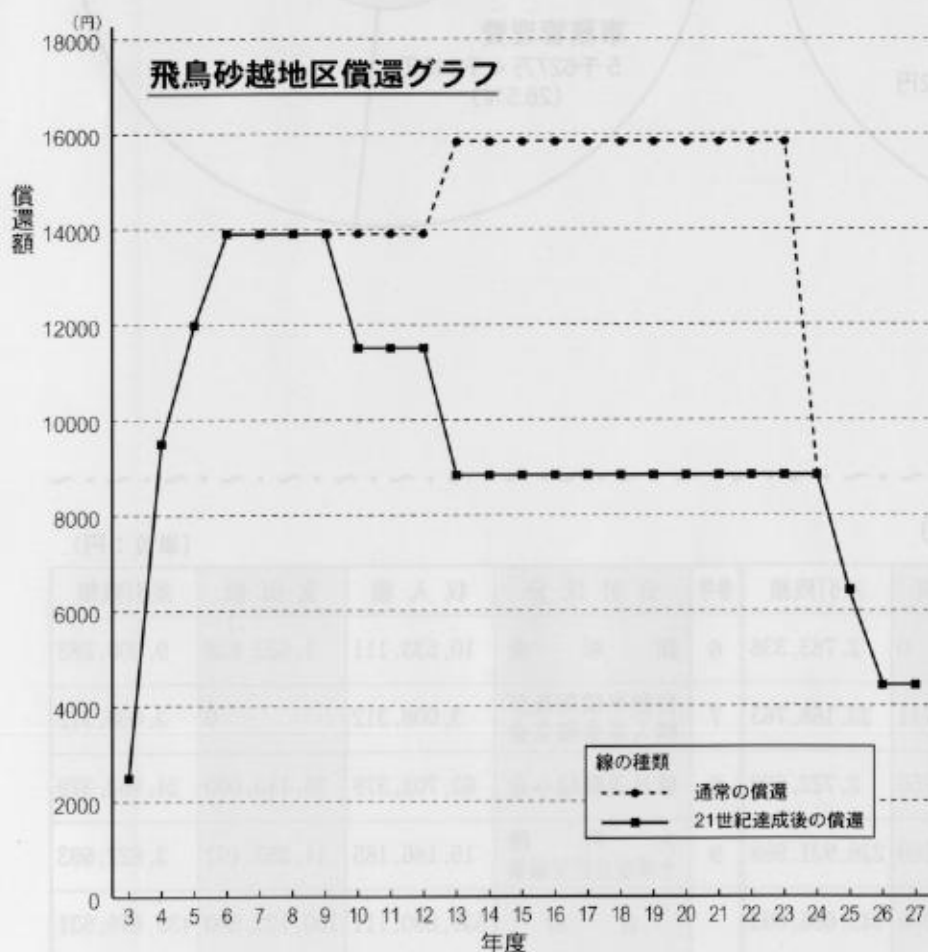
二十四万円台（協力金を含む）の償還金となり約八万円の農家負担の軽減になります。年間支払額についても償還ピーク時において、一万五千円台が八千円台となり約七千円の減額となります。

このように二十一世紀事業が達成されることによって農家の負担が大きく軽減となりますので皆さん一人一人が関心を持って積極的に参加されるようお願いいたします。

大正溝地区償還グラフ



飛鳥砂越地区償還グラフ



◆ 財務状況のあらまし ◆

平成9年3月31日現在

◆ 区有財産の状況 ◆

◎土地(敷地等)

7,709㎡



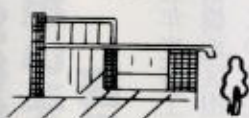
◎山林(山林等)

363,639㎡



◎建物(面積)

863㎡



◎自動車

8台



◎有価証券

出資金 1,484千円

◎バイク・スクーター

3台



◆ 長期借入金の状況 ◆

事業名	未償還元金 (千円)	償還最 終年度
相沢川地区区画整理事業	18,049	H13
山谷三ヶ沢第二地区かんがい排水事業	620	12
寺田第二地区かんがい排水事業	696	19
南田沢第二地区整備事業かんがい排水事業	1,299	26
上郷溝地区は場整備事業	177,536	20
石名坂地区は場整備事業	47,236	20
飛鳥地区排水対策特別事業	10,876	24
飛鳥地区は場整備事業	85,297	25
山寺地区は場整備事業	189,964	28
内郷地区は場整備事業	712,083	25
山元地区は場整備事業	381,016	25
中平田東地区は場整備事業	487,870	25
南平田地区は場整備事業	376,255	25
西平田地区は場整備事業	935,449	32
中平田南地区は場整備事業	444,211	32
大正溝地区は場整備事業	363,260	33
砂越地区は場整備事業	825,600	33
中平田西地区は場整備事業	409,988	33
飛鳥砂越地区は場整備事業	71,265	28
植橋地区は場整備事業	33,275	27
合 計	5,571,845	

◆ 全地域負担長期借入金 ◆

事業名	未償還元金 (千円)	償還最 終年度
県営事業償還金	110,512	H30
団体営事業償還金	95,303	27
合 計	205,815	

成 興 野 菊 池 一 雄
引 松 嶺 阿 部 孝
地 遠 藤 貞 良

編集担当委員(第三選挙区)

◎ 組合員の皆様にはつつがなく新年をお迎えの事と思います。
大町溝土地改良区管内のは場整備事業もいよいよ終盤を迎え、事務内容も今後は維持管理事業中心への移行となつてまいりました。現在、は場整備事業実施地区単位に平準化事業、担い手育成支援事業等様々な取り組みを行って農家負担軽減に努めております。さらに、維持管理費軽減、効率的な事業運営等を目的に平成十二年度合併を目標に日向川土地改良区と様々な協議も行っております。今後も多様化する組合員の方々の要望に答えるため一層の努力を行っていききたいと考えております。

あとがき

◎ 組合員皆さんからより一層親しまれる区報にしたいと考えていますので、区報登載に関するご要望等がございましたら大町溝土地改良区総務課までご一報下さるようお願いいたします。

お願い